要求書受領

六月十九日内閣から、左記の者を国家公務員倫理審査会委員に任命したいので、国家公務員倫理法第十四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（平成二十三年十二月二日任期満了の草野忠義の後任）　中村　正武

また、同日内閣から、左記の者を食品安全委員会委員に任命したいので、食品安全基本法第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月三十日任期満了の小泉直子の後任）　佐藤　洋

（同日任期満了の長尾拓の後任）　山添　康

（同日任期満了の廣瀬雅雄の後任）　三森　国敏

（同日任期満了の野村一正の後任）　上安平洌子

（同日任期満了の畑江敬子の後任）　石井　克枝

（同日任期満了による再任）　村田　容常

また、同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月三十日任期満了の神垣清水の後任）　幕田　英雄

また、同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員長及び同委員に任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月三十日任期満了の大内捷司の後任）（委員長）　富越　和厚

（同日任期満了の堺宣道の後任）（委員）　吉村　英子

（同日任期満了の小玉喜三郎の後任）（同）　玉生　茂子

また、同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（四月四日任期満了の亀崎英敏の後任）　木内　登英

（同日任期満了の中村清次の後任）　佐藤　健裕

また、同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月三十日任期満了による再任）　伊藤　博元

また、同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（七月五日辞職予定の大屋則之の後任）　鷹箸有宇壽

（同日任期満了による再任）　松田　英三

報告書及び文書受領

六月十九日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」及び「平成二十四年度の防災に関する計画」についての報告を受領した。

また、同日内閣から、男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十三年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十四年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣を経由して日本銀行総裁から、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書を受領した。

また、同日内閣から、科学技術基本法第八条の規定に基づく平成二十三年度科学技術の振興に関する年次報告を受領した。

国立国会図書館

辞令

納本制度審議会委員の委嘱を解く

山崎　厚男

古屋　文明

納本制度審議会委員を委嘱する（以上六月二十日）

人事異動

内閣

法務大臣秘書官に任命する

小野　邦英

国務大臣秘書官に任命する

野間　健

松下国務大臣附を命ずる

吉田　晴美

梅津　庸成

菅野　進策

園田　弘幸

願に依り本官を免ずる（各通）（以上六月四日）

（在オランダ日本国大使館参事官）外務事務官　長徳　英晶

二千十二年フェンロー国際園芸博覧会に対する陳列区域日本政府委員たる日本政府代表を命ずる

（在香港日本国総領事館領事）　石井　哲也

同　渡**嚢**　優

二千十二年フェンロー国際園芸博覧会に対する陳列区域日本政府委員たる日本政府代表を免ずる

（以上六月五日）

上原　豊喜

国土交通大臣秘書官に任命する（六月八日）

○外務大臣臨時代理

国務大臣　藤村　修

外務大臣玄葉光一郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（六月十五日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣野田佳彦は、六月十七日メキシコ国へ出張のため出発した。

○財務大臣臨時代理

国務大臣　古川　元久

財務大臣安住淳海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（六月十七日）

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　藤村　修

外務大臣玄葉光一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

防衛大臣秘書官に任命する（以上六月十八日）

宮田有理子

○外務大臣臨時代理

国務大臣　藤村　修

外務大臣玄葉光一郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

外務大臣　玄葉光一郎

内閣官房副長官　長浜　博行

（ブラジル国駐箚）特命全権大使　三輪　昭

国連持続可能な開発会議日本政府代表を命ずる

期間は平成二十四年七月六日までとする（各通）

（外務省参与）　堀江　正彦

地球環境審議官　寺田　達志

（地球規模課題審議官）外務事務官　平松　賢司

（中南米局長）同　山田　彰

（在リオデジャネイロ日本国総領事）同　渡**嚢**　優

国連持続可能な開発会議日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十四年七月六日までとする（各通）

参議院議員　江田　五月

故ナーイフ・ビン・アブドルアジーズ・アール・サウード　サウジアラビア国皇太子弔問のための特派大使を命ずる

期間は平成二十四年七月四日までとする（以上六月十九日）

内閣府

願に依り中央労働委員会委員を免ずる（六月十八日）

山口　洋子

法務省

（さいたま地方検察庁検事）検事　北村　裕介

前橋地方検察庁検事に配置換する

（横浜地方検察庁検事）同　加藤　和輝

釧路地方検察庁検事に配置換する（以上六月十八日）